

毎週火、金曜日発行(但休日に於ては翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規
教委規則 教育職員免許状授与規則の一部改正

規 則 教育委員会規則

第十八条の二第二項の表の中学校教諭免許状の場合中

職業	家庭
産業概説 農業指導 農業、工業、商業、水産 農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習	「食品学、栄養学」 「被服学、衣料学」 「家庭管理、家族関係、住居学」 「育児、家庭看護学」 「調理実習、衣服実習」
一四二一	一一一一

を

教育職員免許状授与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十一月一日

鳥取県知事 石破 二郎

鳥取県教育委員会委員長 石谷 貞彦

鳥取県教育委員会規則第一号

教育職員免許状授与規則の一部を改正する規則

教育職員免許状授与規則(昭和二十八年四月鳥取県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条中第二項及び第三項を削る。
別表一の幼稚園又は小学校教諭一級普通免許状の項の教職に関する専門科目欄中

1 3		1 4		1 5	
幼稚園 教育原理 保育内容の研究 各2以上	小学校 教育原理 保育内容の研究 各2以上	幼稚園 教育原理 保育内容の研究 各2以上	小学校 教育原理 保育内容の研究 各2以上	幼稚園 教育原理 保育内容の研究 各2以上	小学校 教育原理 保育内容の研究 各2以上

を

1 3		1 4		1 5	
幼稚園 教育原理 保育内容の研究 各2以上	小学校 教育原理 保育内容の研究 各2以上	幼稚園 教育原理 保育内容の研究 各2以上	小学校 教育原理 保育内容の研究 各2以上	幼稚園 教育原理 保育内容の研究 各2以上	小学校 教育原理 保育内容の研究 各2以上

に

同表の高等学校教諭免許状の場合中

家庭	保健	保健体育	家庭	保健	保健体育	職業	家庭
「食品学、栄養学」 「被服学、衣料学」 「家庭管理、住居学、家族関係」 「育児、家庭看護学」 「調理実習、衣服実習」	中学校の場合に同じ	中学校の場合に同じ	「食品学、栄養学」及び調理実習 「被服学、衣料学」及び衣服実習 「家庭管理、住居学」及び家族関係 「育児、家庭看護学」 家庭機械及び家庭工作（設計及び製図を含む。）	「食品学、栄養学」及び調理実習 「被服学、衣料学」及び衣服実習 「家庭管理、住居学」及び家族関係 「育児、家庭看護学」 家庭機械及び家庭工作（設計及び製図を含む。）	「食品学、栄養学」及び調理実習 「被服学、衣料学」及び衣服実習 「家庭管理、住居学」及び家族関係 「育児、家庭看護学」 家庭機械及び家庭工作（設計及び製図を含む。）	職業概説 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」	「食品学、栄養学」及び調理実習 「被服学、衣料学」及び衣服実習 「家庭管理、住居学」及び家族関係 「育児、家庭看護学」 家庭機械及び家庭工作（設計及び製図を含む。）
	中学校の場合に同じ	中学校の場合に同じ		中学校の場合に同じ	中学校の場合に同じ		二又は 二又は

に改める。

を

に

8	9	10	12
小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち三以上の教科の教材研究	幼稚園 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上	小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち三以上の教科の教材研究	幼稚園 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上

8	9	10	12
小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち三以上の教科の教材研究	幼稚園 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上	小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち三以上の教科の教材研究	幼稚園 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上

幼稚園又は小学校教諭一級普通免許状(大学三年以上在学者)の項の教職に関する専門科目欄中

8	9	10
小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち五以上の教科の教材研究	幼稚園 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上	小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち五以上の教科の教材研究

8	9	10
小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち五以上の教科の教材研究	幼稚園 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上	小学校 教育心理 各1以上 保育内容の研究3以上 小学校の教科のうち五以上の教科の教材研究

幼稚園又は小学校教諭二級普通免許状の項の教職に関する専門科目欄中

に

1 7	1 9	2 2	2 5
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上

を

1 7	1 9	2 2	2 5
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各2以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各3以上

に

5	8	1 1	1 4
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上

を

5	8	1 1	1 4
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上
小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	小学校 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上	幼稚園 〔教育心理〕 〔保育内容の研究〕 各1以上

に

幼稚園又は小学校教諭二級普通免許状(改正法附則第五項)の項の教職に関する専門科目欄中

欄中

中学校教諭一級普通免許状及び高等学校教諭二級普通免許状(大学三年以上在学者)の項の教職に関する専門科目

3 教育心理学 教育心理学 各1以上	3 教育心理学 教育心理学 各1以上	4 教育心理学 教育心理学 各1以上	4 教育心理学 教育心理学 各1以上
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

3 高等学校 中学校 教育心理学 教育心理学 各1以上	3 高等学校 中学校 教育心理学 教育心理学 各1以上	4 高等学校 中学校 教育心理学 教育心理学 各1以上	4 高等学校 中学校 教育心理学 教育心理学 各1以上
--------------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------

中学校教諭一級普通免許状及び高等学校教諭二級普通免許状の項の教職に関する専門科目欄中

4 教育心理学 教育心理学 各1以上	5 教育心理学 教育心理学 各1以上	5 教育心理学 教育心理学 各1以上
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

を

4 高等学校 中学校 教育心理学 教育心理学 各1以上	5 高等学校 中学校 教育心理学 教育心理学 各1以上	5 高等学校 中学校 教育心理学 教育心理学 各1以上
--------------------------------------------	--------------------------------------------	--------------------------------------------

に

5 小学校 幼稚園 教育心理学 教育心理学 各1以上

を

5 小学校 幼稚園 教育心理学 教育心理学 各1以上

に

同表の備考第六の次に次の一を加える。

7	7	8	8	9	9	10
教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法
各2以上	各2以上	各2以上	各2以上	各2以上	各2以上	各2以上

を

7	7	8	8	9	9	10
教育心理学 教育法の研究	教育心理学 教育法の研究	教育心理学 教育法の研究	教育心理学 教育法の研究	教育心理学 教育法の研究	教育心理学 教育法の研究	教育心理学 教育法の研究
各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上	各1以上

に改め

中学校教諭二級普通免許状の項の教職に関する専門科目欄中

6
教育心理学 教科教育法
各1以上

を

6
教育心理学 教育法の研究
各1以上

に

中学校教諭一級普通免許状(免許法附則第六項)の項の教職に関する専門科目欄中

3	3	5
教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法	教育心理学 教科教育法
各1以上	各1以上	各1以上

を

3	3	5
高等学校 中等学校 教育心理学 教科教育法 教育法の研究	高等学校 中等学校 教育心理学 教科教育法 教育法の研究	高等学校 中等学校 教育心理学 教科教育法 教育法の研究
各1以上	のうち三以上の科目について各1以上	各1以上

に

00759

5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上
を		
5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上
を		
5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上

中学校、高等学校実習教諭二級普通免許状(改正法附則第五項)の項の教職に関する専門科目欄中

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年七月二十五日から適用する。

附 則

に改める。

に

00758

7 教育原理 教育心理 教科教育法 各2以上	10 教育原理 教育心理 教科教育法 各2以上
を	
7 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	10 教育原理 教育心理 教科教育法 各2以上
を	
5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上
を	
5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上	5 教育原理 教育心理 教科教育法 各1以上

中学校実習教諭二級普通免許状の項の教職に関する専門科目欄中

中学校実習教諭二級普通免許状(備考二)の項の教職に関する専門科目の欄中

7 小学校又は中学校の教諭免許状の場合に一般教育の単位を八単位以上修得することとするときは、人文科学に
関する科目中に倫理学、哲学又は宗教に関する科目のうち一科目一単位以上を含むものとする。
別表二の中学校実習教諭一級普通免許状の項の教職に関する専門科目欄中

に

に